平成２２年（フ）第３１８０号
福岡県福津市畦町714番地の１
債務者　桑野　郁子
１　決定年月日時　平成23年７月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０１７号
福岡市西区泉３丁目６番５号
債務者　柴田　妙子
１　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２４９号
福岡県福津市宮司ヶ丘21番24号
債務者　小寺　　篤
１　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２５７号
福岡市中央区荒戸１丁目５番26―701号
債務者　安田　仁美
１　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２６２号
福岡市博多区三筑２丁目16番10―107号
債務者　白濱　　晃
１　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２７０号
福岡市博多区住吉３丁目14―２ピュアドームエスパリエ博多805号
債務者　中川千絵美
１　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２９０号
福岡県大野城市月の浦３丁目３番５―302号月の浦団地５棟302号
債務者　松嶋　利三
１　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３０６号
福岡県筑紫野市大字永岡226番地７
債務者　日添　勝之
１　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３２７号
福岡市東区和白東１丁目15番40―502号
債務者　飯伏　利一
１　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３３４号
福岡県朝倉市古賀27番地３リバティ古賀601
債務者　田中　直行
１　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３７９号
福岡県糟屋郡篠栗町大字田中165番地２黒木ハイツ101号
債務者　森下　博昭
１　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３９０号
福岡市中央区薬院２丁目４番35―1312号
債務者　谷口しのぶ
１　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４０７号
福岡市博多区東光寺町１丁目22番７―203号
債務者　有吉　真一
１　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４２６号
福岡市博多区千代１丁目２番23―1006号
債務者　難波　洋子
１　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４３８号
福岡県春日市下白水北６丁目14番地
債務者　神代　佳子
１　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４４７号
福岡市中央区清川３丁目12番１号
債務者　早野百合子
１　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５１４号
福岡県糟屋郡志免町松ケ丘10番201号
債務者　田代　八重
１　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５２０号
福岡市中央区平尾４丁目３番４―901号
債務者　浅野　秀樹
１　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部